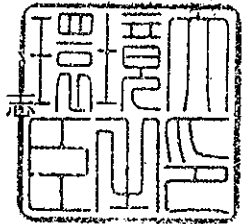


諮問第322号  
環水大土発第120202001号  
平成24年2月2日

中央環境審議会会長  
鈴木基之殿

環境大臣  
細野豪志



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
  - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

(RS) -N- [2- (3, 5-ジメチルフェノキシ) -1-メチルエチル] -6- (1-フルオロ-1-メチルエチル) -1, 3, 5-トリアジン-2, 4-ジアミン (別名トリアジフラム)

(5-クロロ-2-メトキシ-4-メチル-3-ピリジル) (4, 5, 6-トリメトキシ-*o*-トリル) メタノン (別名ピリオフェノン)

3-アニリノ-5-メチル-5- (4-フェノキシフェニル) -1, 3-オキサゾリジン-2, 4-ジオン (別名ファモキサドン)

4- (2-クロロフェニル) -N-シクロヘキシル-N-エチル-4, 5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド (別名フェントラザミド)

N- {2- [3-クロロ-5- (トリフルオロメチル) -2-ピリジル] エチル} - $\alpha$ ,  $\alpha$ ,  $\alpha$ -トリフルオロ-*o*-トルアミド (別名フルオピラム)

2'- [ (RS) -1,3-ジメチルブチル] -5-フルオロ-1,3-ジメチルピラゾール-4-カルボキサニリド (別名ペンフルフェン)

(別紙2)

(RS) - {O-エチル=S-プロピル=(E) - [2-(シアノイミノ) - 3-エチルイミダゾリジン-1-イル] ホスホノチオアート} (別名イミシアホス)

(RS) - 5-クロロ-N- {1-[4-(ジフルオロメトキシ) フェニル] プロピル} - 6-メチルピリミジン-4-イルアミン (別名ジフルメトリム)

(E, Z) - 4-[3-(4-クロロフェニル) - 3-(3, 4-ジメトキシフェニル) アクリロイル] モルホリン (別名ジメトモルフ)

S-4-クロロベンジル=ジエチル (チオカルバマート) (別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)

5-ジプロピルアミノ- $\alpha$ ,  $\alpha$ ,  $\alpha$ -トリフルオロ-4, 6-ジニトロ-*o*-トルイジン (別名プロジアミン)

プロピル=3-(ジメチルアミノ) プロピルカルバマート塩酸塩 (別名プロパモカルブ塩酸塩)

メチル= $\alpha$ -(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルバモイルスルファモイル)-*o*-トルアート (別名ベンスルフロメチル)

90-100%の (E) - 2' - [2-(4-シアノフェニル) - 1-( $\alpha$ ,  $\alpha$ ,  $\alpha$ -トリフルオロ-*m*-トリル) エチリデン] - 4-(トリフルオロメトキシ) カルバニロヒドラジド及び0-10%の (Z) - 2' - [2-(4-シアノフェニル) - 1-( $\alpha$ ,  $\alpha$ ,  $\alpha$ -トリフルオロ-*m*-トリル) エチリデン] - 4-(トリフルオロメトキシ) カルバニロヒドラジドの混合物 (別名メタフルミゾン)

3'-イソプロポキシ-*o*-トルアニリド (別名メプロニル)

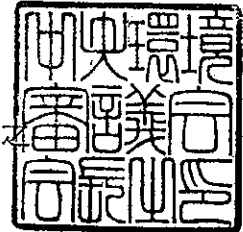
(10E, 14E, 16E) - (1R, 4S, 5' S, 6R, 6' R, 8R, 12R, 13S, 20R, 21R, 24S) - 21, 24-ジヒドロキシ-5', 6', 11, 13, 22-ペンタメチル-2-オキソ-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ [15. 6. 1. 14. 8. 0<sup>20, 24</sup>] ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-12-イル=(Z) - 2-メトキシイミノ-2-フェニルアセテート (別名レピメクチンA3) 及び (10E, 14E, 16E) - (1R, 4S, 5' S, 6R, 6' R, 8R, 12R, 13S, 20R, 21R, 24S) - 6'-エチル-21, 24-ジヒドロキシ-5', 11, 13, 22-テトラメチル-2-オキソ-3, 7, 19-トリオキサテトラシクロ [15. 6. 1. 14. 8. 0<sup>20, 24</sup>] ペンタコサ-10, 14, 16, 22-テトラエン-6-スピロ-2'-テトラヒドロピラン-12-イル=(Z) - 2-メトキシイミノ-2-フェニルアセテート (別名レピメクチンA4) の混合物 (別名レピメクチン)



中環審第641号  
平成24年2月2日

中央環境審議会土壤農薬部会  
部会長 中杉 修身 殿

中央環境審議会  
会長 鈴木 基之



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が  
定める基準の設定について (付議)

平成24年2月2日付け諮問第322号、環水大土発第120202001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。